

## 事業概要およびこれまでの経緯（一般国道の改築の事業）

## 1 事業概要

## (1) 法第 38 条の 6 第 1 項に規定する都市計画決定権者の名称：

滋賀県 滋賀県知事 三日月大造

滋賀県大津市京町四丁目 1 番 1 号

## (2) 事業予定者の名称、代表者の氏名および主たる事務所の所在地：

国土交通省近畿地方整備局 近畿地方整備局長 溝口宏樹

大阪府大阪府中央区大手前一丁目 5 番 44 号

## (3) 対象事業（都市計画対象道路事業）の名称等：

- ・ 名称 国道 8 号 彦根～東近江（仮称）
- ・ 種類 法第 2 条第 2 項第 1 号イに規定する一般国道の改築の事業
- ・ 規模 延長約 23km、4 車線道路

## (4) 対象事業実施区域（都市計画対象道路事業が実施されるべき区域）：

彦根市、近江八幡市、東近江市、愛知郡愛荘町、犬上郡豊郷町、犬上郡甲良町、犬上郡多賀町

※環境影響評価法第 38 条の 6 第 1 項の規定により、対象事業に係る施設が都市施設として都市計画に定められる場合などには、当該都市計画の決定・変更を行う都市計画決定権者が、事業者に代わるものとして、都市計画の決定・変更をする手続とあわせて当該対象事業についての環境影響評価の手続きを行うこととなっている。

## 2 手続きの経緯等

## (1) 「配慮書の案」に係る手続き

- |                 |                                  |
|-----------------|----------------------------------|
| ・配慮書の案の縦覧       | 平成 30 年 9 月 27 日から同年 10 月 27 日まで |
| ・住民意見の受付        | 平成 30 年 9 月 27 日から同年 10 月 27 日まで |
| ・配慮書の案についての意見照会 | 令和元年 6 月 3 日                     |
| ・審査会意見の提出       | 令和元年 6 月 4 日                     |
| ・知事意見の提出        | 令和元年 6 月 7 日                     |

## (2) 「配慮書」に係る手続き

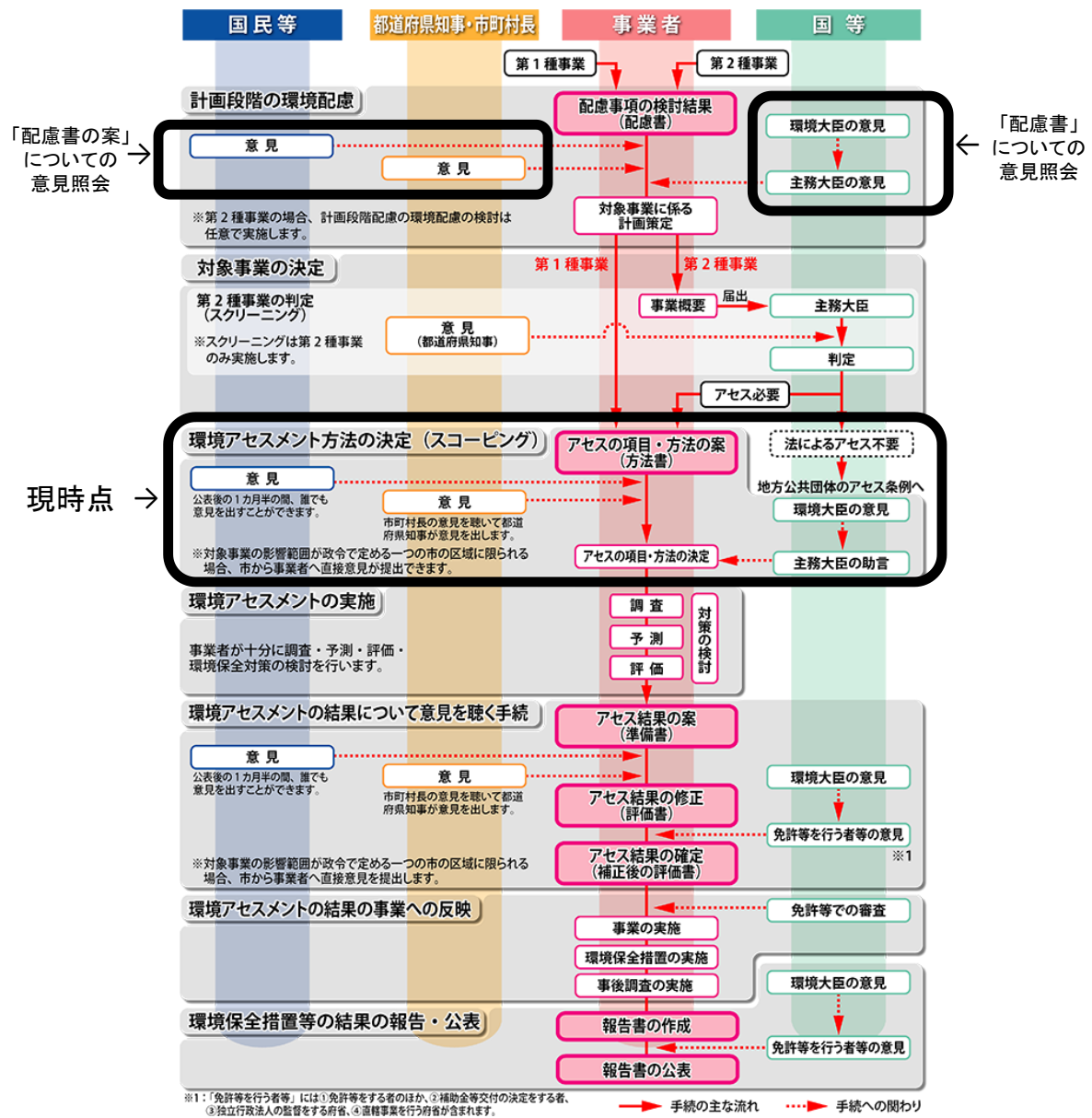
- |                      |                |
|----------------------|----------------|
| ・環境大臣意見の提出（国土交通大臣あて） | 令和元年 10 月 29 日 |
| ・国土交通大臣意見の提出         | 令和元年 11 月 18 日 |

## (3) 「方法書」に係る手続き

- |          |                                |
|----------|--------------------------------|
| ・方法書の送付  | 令和 2 年 8 月 20 日                |
| ・方法書の縦覧  | 令和 2 年 8 月 25 日から同年 9 月 24 日まで |
| ・住民意見の受付 | 令和 2 年 8 月 25 日から同年 10 月 8 日まで |

※当該事業においては、配慮書段階の手続として「配慮書の案」および「配慮書」が作成され、知事に対しては「配慮書の案」についての意見照会が行われ、国に対しては「配慮書」に対する意見照会が行われた。

# 法アセスの手續全体の流れ



図の出典：環境影響評価情報支援ネットワーク（環境省）に一部加筆